

週刊新社会

5月15日



2018年号外
野田市版

振替 00140-0-149727 1ヵ月 600円 1部 150円 41円
発行所：新社会党 <http://www.sinsyakai.or.jp/>
E-mail/honbu@sinsyakai.or.jp

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3F Tel. 03-6380-9960 Fax. 03-6380-9963

嘘つき続ける柳瀬元総
理秘書官に懲戒免職を！

進む介護制度の成果報酬制 成果出しても減収の事業者泣かせ

介護予防通所サービス（介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリ）の事業所評価や、老健及び特養における退所者の在宅復帰率等、一部で成果報酬の概念が導入されていた介護保険制度。

今年度からその範囲が拡大され、成果報酬を含む介護の質が評価されることになった。

これを取り上げたNHKの報道によるとデイサービスで要介護度

などや健康回復度が対象となる。しかし、成果報酬の前提に基本報酬引き下げがある。

報道によると、群馬県内で視察が押し掛け

る程、体操、筋トレなどのリハビリで介護度を改善する実績のある施設では、基本報酬が月70万円減少する一方、成果報酬は1万2千円しか増えない。その単価は



300円で、これに通所する延べ人数を掛けた金額。

これではリハビリ設備導入などの資金をかけられないし、この施設で劇的に状態が改善された方が紹介されたが、全員がそうではない。デイサービスで穏やかに過ごしたいという通所者にリハビリを強制できないと施設側は頭を抱える。厚労省の自己責任論に基づく机上の空論は、運営側も介護される側も、そして自治体をも苦しめる。

鉄道高架事業 今年度の予定は 駅舎撤去や全線高架化進む

昨年度末に全線仮線切り替えを終えた連続立体交差事業（東武鉄道高架事業、清水公園駅と愛宕駅の途中から野田市駅を経て平成やよい通り手前まで2.095km）で、野田市はニュースNo.3を発行し、沿線自治会の回覧とホームページで、今年度の事業見込みと来年度以降の計画を知らせている。

今年度の主な事業は、愛宕駅は東口の仮改札口も使用しているが、西口改札はこれまでの駅舎やホーム等の撤去のため、10月下旬に閉鎖となる見込み。また、西口の駐輪場は工事ヤードとして使用するため、7月末ごろに県道結城野田線近くに移設される。また、東口は清水公園側から排水路の上に歩行者専用道路を整備する。

一方、野田市駅関連ではすでに旧駅舎が撤去されつつあり、駅舎側のホームも撤去される。早く開設をとの要望の多い駅前広場は年度内に暫定広場として利用開始を見込んでいる。また、一体事業の駅

西區画整理事業（6ha、事業費50億円）で、元野田高校の敷地脇で踏切に通じる都市計画道路の整備を行う。

来年度以降は高架工事の進展に合わせ愛宕、野田市両駅の高架化の事業を進めて20年度中に高架切替で営業したいとのスケジュールで進めている。しかし、県事業であり、さらに国の補助がどれだけ付くのかに左右されるため確定ではない。写真は電車内から撮影した高架橋脚の一部。



働き改革法案反対が 2 / 3 強 進む労働者の人権無視に声を上げよう

当初世論が低調で国会に出されれば成立してしまうと危機感のあった「働き方改革関連法」は急速に反対世論が圧倒し始めた。嘘をつく政権への不信もあり、共同通信の5月12、13日世論調査では、「今国会で成立の必要ない」と答えたのは68.4%にのぼった。しかし、採決強行の可能性は高い。

国民民主党の山井和則衆議院議員が、9日の厚生労働委員会の加藤厚労大臣とのやり取りをメルマガで次のように報告している。

山井 高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）は、今は、平均年収の3倍で、年収1千万円以上の労働者が対象だが、この「3倍」を「2倍」にする法改正を、来年の通常国会で採決すれば、平均年収の2倍、年収6百万円台

の労働者が対象になるのではないか？

加藤大臣 年収要件の見直しは考えていない。

山井 経団連は、年収4百万円以上を対象にすべきと言っている。同様の制度があるアメリカでは、年収3百万円以上の労働者が対象だ。労働者派遣法も、政府は、初めは一部の専門業務だけと言っていたが、この20年で、結局すべての業務に拡大した。この先10年、高プロ（残業代ゼロ制度）を拡大しないと約束できるか。

将来の拡大は答弁できない

加藤大臣 10年先までは、責任をもって答弁できない。

山井 であれば、年収要件が下げられて、対象が、一般労働者に拡大する危険性が非常にある。

労働法も加計・森友も経産官僚が仕切る ひたすら権力と財界に顔向け

トップダウンの安倍政権だが、その先兵となっているのが経産省官僚。内閣府を仕切っている。加計問題の中心で、一躍脚光をアベているのが柳井元総理秘書官、藤原地方創生推進室元次長、そして今井総理秘書官もそうだ。

これら経産省官僚は本来全体の奉仕者であるが、財界の手先と化している。

その端的な事例



が働き方改革法案。経済成長が望めなくてももっと労働者に働かせれば利益が増えるとはばかりに、長時間・過密・ただ働き労働に制度面で拍車をかけようとしている。労働分野の厚労省はすっかり小さくなって姿が見えない。

ついでに言えば原発・エネルギー

政策も彼らが仕切り、原発反対の声は無視。諸悪の根源、経産省は解体だ。

残業代ゼロ制度は過労死促進

山井 高プロ（残業代ゼロ制度）では、残業を月200時間以上せねばならない、膨大な業務を任せることは合法か。

加藤大臣 本人が同意すれば、高プロ（残業代ゼロ制度）は適用される。

山井 つまり、月200時間の残業をさせても、違法にならない。残業青天井法案だ。年収1千万以上が対象だが、過労死の割合はむしろ高い。高プロは、労働時間が把握されない働き方なので、過労死しても労災認定されないのではないか？高プロ（残業代ゼロ制度）では、実際の労働時間は、使用者により把握されるのか。

加藤大臣 確かに、労働時間は把握されないが、職場にいる時間は、健康管理時間として把握される。それを踏まえて、実際の労働時間を積み上げる。

山井 職場にいる時間、健康管理時間から、会社が新聞を読んでいた、休憩していたと主張すれば、実際の労働時間は短かったと言われる。そうした、遺された家族は、どうやって本当の労働時間を証明できるのか。

会社次第ではザル法だ

加藤大臣 健康管理時間の中に、休憩時間を入れるかどうかは、会社次第。

山井 つまり、高プロ（残業代ゼロ制度）では、長時間労働で過労死しても、実際の労働時間が把握されていないから、労災認定を受けにくくなる。ご遺族は泣き寝入りになってしまう。こんなひどい法案を強行採決するのは許さない。